

和歌山県の情報公開制度のあり方について

— 提 言 —

平成24年8月

和歌山県情報公開制度懇話会

目 次

	頁
第1 現行条例の見直しに当たっての基本的な考え方 -----	1
1 現行条例見直しの背景 -----	1
2 基本原則の堅持 -----	2
3 情報提供施策の充実・推進 -----	2
4 積極的な広報による県民への周知 -----	2
第2 現行条例の見直しに当たっての提言 -----	3
1 費用負担 -----	3
2 費用負担の減免 -----	6
3 みなし開示 -----	7
4 大量請求の場合の予納 -----	9
5 他の制度との調整 -----	11

第1 現行条例の見直しに当たっての基本的な考え方

1 現行条例の見直しの背景

本県の情報公開制度は、平成5年10月1日「和歌山県公文書の開示に関する条例」の施行からスタートした。平成12年には、制度の一層の充実、発展を期するため、有識者による和歌山県情報公開推進懇話会が設置され、同懇話会は知事に対し、条例全般にわたり見直すことを内容とする「和歌山県の新しい情報公開制度のあり方について」の提言を行った。県ではこの提言を基に、県民の「知る権利」及び県の「説明する責任」を明記するとともに、公文書開示の範囲を拡大すること等を内容とした現行の「和歌山県情報公開条例」を平成13年10月1日に施行している。

改正条例の施行後、平成14年度に1,590件だった公文書開示請求件数が平成23年度には12,787件を数えるなど、本県における情報公開制度は、近年、着実に定着してきたと考えられる。

また、開示請求の増加に伴う行政事務量（行政コスト）の増大や近年の情報機器の発達・普及^(※1)、さらには県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を推進するという条例の目的からはずれた開示請求の発生など、情報公開制度を取り巻く社会環境は大きく変化しつつある。とりわけ、情報開示にかかる行政コストの負担の不公平が顕在化してきた。

具体的には、①開示制度を利用し情報を得る者と、利用しないものの納税という形で行政コストを負担する者の間の不公平、②ほぼ同等の行政コストが必要にもかかわらず、「写しの交付」は有料であるが「閲覧」は無料であることの不公平の2つの不公平が存在することから、閲覧についても費用負担を求めてこととし、これらの不公平の改善を図ることが求められている。

※1 現状は、「閲覧」による開示を受けデジタルカメラ等で撮影すれば無料で「写し」を取得することができる。

2 基本原則の堅持

情報公開制度は、県民の「知る権利」を尊重し、県が保有する情報を広く公開し、もって県民に「説明する責務」を全うするという条例の基本理念に基づき、「原則公開」、「個人のプライバシーの最大限の保護」を運用の基本原則としている。この基本原則は、今後とも堅持されなければならない。

3 情報提供施策の充実・推進

開示請求による場合に比して、より簡易に県が保有する情報を取得することが可能な方法があるならば、利便性の向上及び行政コスト削減の観点から、他の制度も含め情報提供施策の充実に努めるべきである。

4 積極的な広報による県民への周知

今回の改正が、負担の不公平の是正を図り、併せて不適正な開示請求の抑制効果を期待するものであることを、県が保有する広報媒体等を積極的に活用し、県民への周知に努めなければならない。

第2 現行条例の見直しに当たっての提言

1 費用負担

現行制度における費用負担は、「写しの交付」に要する費用のみであるが、「閲覧」の場合も開示事務に「写しの交付」と同等の事務処理経費を要していることから、「閲覧」についても費用を負担してもらうことが適当である。

なお、その額については、県民の「知る権利」を尊重し、県民に「説明する責務」を全うするという条例の目的を妨げないよう配慮する必要がある。

【説 明】

現行条例は、公文書の開示請求に係る費用や開示の実施に係る費用を徴収せず、公文書の「写しの交付」を受ける者は、「写しの交付」に要する費用を負担しなければならないとし、公文書の「閲覧」については、これを無料としている。

平成13年の条例の全部改正時、情報の開示を受ける者は、現実には、個別の請求者であり、当該請求者に対する役務の供与については、受益者負担とし、開示請求に対する事務処理コストを考慮して、請求及び閲覧に係る費用を手数料として徴収すべきであるとの意見があったが、最終的に徴収を見送っている。その理由として、情報公開制度が未だ、普及、浸透を図る過程にあり、手数料の導入は時期尚早と判断した経緯がある(※2)。また、本懇話会においても、県の保有する情報は、本来県民のものであり、県民がその情報を県から得ることの対価として手数料を徴収される制度の導入には、慎重な意見があった。

しかし、近年の開示請求件数は、年間1万件程度で推移(※3)しており、本県における情報公開制度は、広く浸透し、定着したと認められる。一方、行政運営におけるコストの削減を図るために、請求者にもコスト意識を持ってもらうことは必要である。

開示決定に至るまでの事務については、公文書の特定、公文書の抜出し、非開示情報の審査事務等に要する人件費や、開示決定通知書の作成・郵送に要する事務費など、現実に一定の事務処理経費(※4)を要している。これらの経費は、従前から「知る権利」に応える行政コストとして県が負担してきたところである。その上で、「写しの交付」においては、写しの作成に要する機器の操作や用紙代を徴収している一方、「閲覧」において

は、閲覧用写しの作成や開示に係る人件費を要しているにもかかわらず、無料としている。

したがって、本制度を利用しない者と利用することにより利益を受けている者との負担の不公平、並びに開示方法が「写しの交付」と「閲覧」の差違による負担の不公平を是正する上で、「閲覧」の場合も役務の対価としての費用を負担してもらうことが適当である。

また、「閲覧」の場合は、県は開示請求者に対し、複写物等物品を提供することなく、「閲覧」のための作業という役務を提供するものである。役務の提供に要する経費の負担は、地方自治法第227条の規定により、手数料として徴収することが適当である。また、「写しの交付」については、現在、費用負担としているが、経費の内容として役務の提供に係る部分もあること及び「閲覧」について手数料として徴収することとの均衡を考慮し、手数料とすることが妥当である。

なお、その額の決定にあたっては、国や導入済みの地方自治体の額を参考に、県民の「知る権利」を尊重し、県民に「説明する責務」を全うするという条例の目的を妨げることのないよう配慮する必要がある。

[参考]

※2 平成12年12月の「和歌山県の新しい情報公開制度のあり方について」（提言）における手数料の検討状況

請求、閲覧の手数料については、情報の開示を受けるものは、現実には、特定の請求者であり、特定の個人に対する役務の供与については、受益者負担とし、開示請求に対する事務処理コストを考慮して、手数料を徴収すべきであるとの論がある。

しかしながら、情報公開制度は、未だ、普及、浸透を図る過程にあること、開示請求は条例によって創設された県民に与えられた権利行使すること及び実施機関は、県民に対し説明責務を負っていること等を勘案すると、情報公開制度の実施に伴う経費は、民主主義の必要なコストと考えるべきであるから、現段階では、新たに手数料を徴収することとする特段の事情は認められず、現行条例を変更すべきではないと考える。

※3 近年の公文書開示請求件数の推移

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
請求件数	1,590	8,373	4,696	9,410	16,181	11,643	9,991	8,422	9,790	12,787

(注) 件数は 1公文書を1件として数えています。

※4 情報公開事務に係る事務経費（コスト）の積算

(知事部局において平成23年度中に10件以上の開示請求があった機関に対する調査結果による。)

負担者	業務内容	業務時間の割合 (A) A×203分	業務時間 (B) A×203分	業務に係る人件費 (C) B×57.7円	1枚当たりの人件費 (D) C÷34枚
県	① 開示請求者の対応、受付事務	11.3%	23分	1,327円	39円
	② 特定・抜出し・収集業務	21.2%	43分	2,481円	72円
	③ 開示請求書の補正業務	5.0%	10分	577円	16円
	④ 開示、非開示の判断業務	16.2%	33分	1,904円	56円
	⑤ 第三者情報が含まれている場合の確認業務	12.3%	25分	1,442円	42円
	⑥ 開示請求に係る公文書の複写業務	20.1%	41分	2,365円	69円
	⑦ 関係機関との協議に係る業務	6.0%	12分	692円	20円
	⑧ その他	7.9%	16分	923円	27円
	小計	100%	203分	11,711円	341円
請求者	⑨ 写しの交付 (用紙代、複写機のリース代等の複写代)				10円
	合計				351円

①～⑧は、県民の「知る権利」に応え、説明責任を果たすため、県の一般行政経費として負担するコスト

(注) 業務時間の割合(A)については、調査結果による。また、同調査結果から、1件の開示請求について、平均34枚の公文書を開示している。

$$B = A \times 3\text{時間}23\text{分} (203\text{分}) \text{ (開示請求1件当たりの開示業務に要する時間)}$$

$$C = B \times 57.7\text{円} \text{ (開示業務1分間当たりの人件費)}$$

$$D = C \div 34\text{枚} \text{ (開示請求1件における平均開示枚数)}$$

(C、Dの積算については、1円未満の端数切捨て)

2 費用負担の減免

費用負担を求めることについては、経済的困難その他特別の理由があると判断したものについては、費用負担の減免を行うことが適当である。

【説明】

現在、「写しの交付」に係る費用負担については、減免措置を設けていないが、新たに閲覧に係る費用を徴収することとした場合、生活保護を現に受けている者や災害等不時の事故により生計困難となった者からの開示請求については、費用負担を免除し、又は減額するべきである。

また、開示請求者だけでなく、何人にも広く周知することが特定の施策目的の達成に大きく寄与する場合、現行条例第7条第2号イ若しくは第3号ただし書の規定の適用により開示しようとする場合又は現行条例第9条の規定の適用により開示しようとする場合などであって、一般に周知することが適當と認められる場合等には費用負担を減免するべきである。

〔参考〕

1 国の手数料等の減免措置状況

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第14条第1項及び第4項)

- 1 行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2千円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 第1項の規定によるものほか、行政機関の長は、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適當であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 東京都の減免措置状況（東京都情報公開条例第17条第3項及び第4項）

- 3 知事及び公営企業管理者は、実施機関が開示決定に係る公文書を不特定多数の者が知り得る方法で実施機関が定めるものにより公にすることを予定し、又は公にするべきであると判断するときは、当該公文書の開示に係る開示手数料を免除する。
- 4 前項に規定する場合のほか、知事又は公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、開示手数料を減額し、又は免除することができる。

3 みなし開示

開示請求者が正当な理由なく開示に応じない場合は、一定期間経過後、開示したものとみなし、その手続を終了することが適当である。

【説明】

開示決定された公文書が開示されないまま長期間にわたり担当課に保管されている事例があり、日常業務に支障が生じているほか、開示の実施に応じない場合にその公文書を廃棄することができないこと等、公文書管理上の問題も発生している。また、開示決定は当該決定を行う時点における判断結果であり、期間の経過により非開示情報該当性が変化する可能性があることから、いつまでも、当時の判断が維持可能であるとは言えない。

こうした状況を踏まえ、開示決定の通知を受けた開示請求者が正当な理由なく開示の実施に応じない場合は、一定期間経過後、開示したものとみなし、その手続を終了することが適当である。その場合の一定期間については、「みなし開示」を規定している他の地方自治体や国の事例(※5)を参考に、開示請求権に基づく公文書の開示の実施を実質的に制限するがないような期間とすることが適当である。

〔参考〕

※5 「みなし開示」等に関する規定を定める他の地方自治体及び国の規定

(1) 東京都（東京都情報公開条例第17条第2項）

2 実施機関が公文書の開示をするため、第11条第1項に規定する書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合に、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の期間をおいた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告をしても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示したものとみなして別表に定める開示手数料を徴収する。

(2) 国（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項及び第3項）

- 2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申出は、第9条第1項に規定する通知（開示決定通知）があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 大量請求の場合の予納

開示請求に係る公文書が著しく大量であるとして、特例延長規定を適用する場合に、費用の徴収に関して、開示請求者は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等の通知があった日から一定期間以内に、残りの公文書についての費用負担の見込額を予納しなければならないものとすることが適当である。

【説明】

著しく大量の公文書について開示請求があった場合、請求者が予め一定の費用を納めることを確認した上で開示決定を行うこととすることが適当である。この手続により、開示請求者は、相当の部分について開示を受けた後、残りの部分について開示を受けるか否かを判断し、不要であれば残りの部分に係る開示を受けず、またこれに係る費用を支払うことなく、手続を終了することを選択できる。これは、開示請求者本人の負担及び行政コストの削減に繋がるものである。

なお、費用を予納した後、納付すべき費用の額が確定した場合、予納額が確定額より多いときは還付し、少ないときは追徴する手続をとる必要がある。

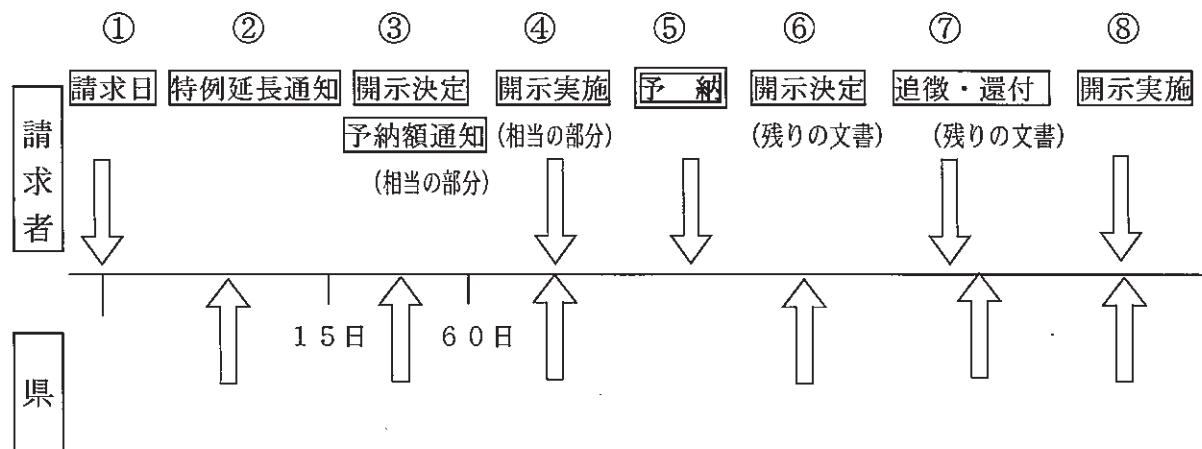
〔参考〕

1 現行条例第13条（開示決定等の期限の特例）

開示請求に係る公文書が著しく大量である場合、下記のとおり開示決定等の期限を延長できる。

開示すべき公文書	開示決定等の期限
開示請求に係る公文書のうちの相当の部分	60日内
残りの公文書	相当の期間内

2 大量請求の場合の予納の手続



- ① 開示請求日（開示請求の受付をする担当窓口に開示請求書が到達した日）
- ② 特例延長通知日
開示請求日から 15 日以内に、可能な部分について開示決定する日と残りの部分について開示決定する日を通知する。
- ③ 可能な部分についての開示決定を開示請求日から 60 日以内に行うとともに、予納額を通知する。
- ④ ③の開示決定に基づき開示を行う。
- ⑤ ③の開示決定から 30 日以内に残りの公文書の開示に係る費用を予納する。
- ⑥ 予納があった後、相当の期間内に残りの公文書の開示決定を行う。
- ⑦ 予納額に過不足がある場合は、追徴又は還付する。
- ⑧ ⑥の開示決定に基づき開示を行う。

5 他の制度との調整

建築基準法に基づく建築計画概要書の閲覧のように、法令で「閲覧」の方法による開示のみが定められており、「写しの交付」の規定がないため、情報公開の手続により継続的に「写しの交付」を行っている事例については、当該関係規程等に「写しの交付」及び当該「写しの交付」に係る費用を徴収する規定を設けることにより、情報公開制度を適用しないこととするよう検討を行うことが適当である。

【説明】

法令又は他の条例の規定により閲覧等の手続が定められている場合には、当該法令等が定める方法と同一の方法による開示について情報公開条例の規定を適用しないことが定められている。これは、当該法令等が定める方法と同一の方法による開示については、情報公開条例により重ねて開示を認める必要がないためである。

近年、違反建築の防止、無確認建築物の売買等の未然防止を目的として建築基準法等に基づき「閲覧」に供されている建築計画概要書の開示請求が増加(※6)しており、このような書類については、当該法令等に「写しの交付」についての規定がないため、現状として情報公開条例に基づく開示（写しの交付）請求による他なく、請求者に煩雑な事務負担をかけているケースがあることから、当該法令等に基づく制度において解決を図るべき問題と捉えられ、当該制度に係る他の条例を整備し、写しの交付に係る費用の徴収を検討すべきである。

〔参考〕

※6 平成23年度の知事部局における開示請求のあった公文書の種類ごと件数

公文書の種類	開示請求件数
① 建築計画概要書	4,371
② 入札関係書類	3,680
③ 財務諸表	791
④ その他	2,625
計	11,467